

○ 投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第百三十三号）

改正案	現行
<p>（運用報告書の作成等の期日）</p> <p>第五十九条 法第十四条第一項に規定する内閣府令で定める投資信託財産及び期日は、次の各号に掲げる投資信託財産の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 計算期間が一日の投資信託財産であつて、かつ、投資信託約款において次に掲げる事項のすべてを定めている公社債投資信託（規則第十三条第二号イに規定する公社債投資信託をいう。）に係るもの 一年</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 投資信託財産の運用の対象となる有価証券等は、償還又は満期までの期間（ハにおいて「残存期間」という。）が一年を超えないものであること。</p>	<p>（運用報告書の作成等の期日）</p> <p>第五十九条 法第十四条第一項に規定する内閣府令で定める投資信託財産及び期日は、次の各号に掲げる投資信託財産の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 計算期間が一日の投資信託財産であつて、かつ、投資信託約款において次に掲げる事項のすべてを定めている公社債投資信託（規則第十三条第二号イに規定する公社債投資信託をいう。）に係るもの 一年</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 投資信託財産の運用の対象となる有価証券等は、償還又は満期までの期間（ハにおいて「残存期間」という。）が一年を超えないものであつて、取得時において二以上の指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第<u>五号</u>）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。ロ及びニにおいて同じ。）から金融庁長官が指定格付機関ごとに指定した格付が付与されたイ(1)から(4)までに掲げるもの又は当該格付が付与されたイ(1)から(4)までに掲げるものと同等級以上に安全に運用できるものであること。</p>

ハ (略)

ニ 投資信託財産の総額のうちに一の法人その他の団体（銀行及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二条第一項に規定する協同組織金融機関（ホにおいて「銀行等」という。）を除く。）が発行し、又は取り扱う有価証券等（次に掲げる有価証券等を除く。ホにおいて同じ。）の当該総額の計算の基礎となつた価額の占める割合が、取得時において百分の五以下であること。

(1) (略)

(2) 政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）

(3) 返済までの期間（貸付けを行う受託会社が休業している日を除く。）が五日以内のコールローン（トにおいて「特定コールローン」という。）

(4) 指定金銭信託（当該指定金銭信託の受託者が受託銀行（受託会社である銀行をいい、当該受託会社が当該投資信託財産を他の銀行に信託した場合にあっては、当該他の銀行を含む。）であり、かつ、当該指定金銭信託の満期までの期間（当該指定金銭信託の受託者が休業している日を除く。）が二日

ハ (略)

ニ 投資信託財産の総額のうちに一の法人その他の団体（銀行及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二条第一項に規定する協同組織金融機関（ホにおいて「銀行等」という。）を除く。）が発行し、又は取り扱う適格有価証券等（次に掲げる有価証券等以外の有価証券等であつて、二以上の指定格付機関から金融庁長官が指定格付機関ごとに指定した格付が付与されたイ(1)から(4)までに掲げるもの又は当該格付が付与されたイ(1)から(4)までに掲げるものと同等以上に安全に運用できるものという。ホ及びへにおいて同じ。）の当該総額の計算の基礎となつた価額の占める割合が、取得時において百分の五以下であること。

(1) (略)

(2) 政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。へにおいて同じ。）

(3) 返済までの期間（貸付けを行う受託会社が休業している日を除く。）が五日以内のコールローン（へ及びちにおいて「特定コールローン」という。）

(4) 指定金銭信託（当該指定金銭信託の受託者が受託銀行（受託会社である銀行をいい、当該受託会社が当該投資信託財産を他の銀行に信託した場合にあっては、当該他の銀行を含む。）であり、かつ、当該指定金銭信託の満期までの期間（当該指定金銭信託の受託者が休業している日を除く。）が二日

以内のものに限る。）

(5) (略)

ホ 投資信託財産の総額のうちの一の銀行等が発行した有価証券等の当該総額の計算の基礎となった価額の占める割合が、取得時において、次の(1)又は(2)に掲げる有価証券等の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める割合以下であること。

(1) (略)

(2) (1)に掲げるもの以外の有価証券等 百分の五

(削る)

(削る)

ト 投資信託財産の総額のうちの一の法人その他の団体が取り扱う特定コールローンの当該総額の計算の基礎となった価額の占める割合が、百分の二十五以下であること。

(略)

2

以内のもの（へにおいて「特定指定金銭信託」という。）に限る。）

(5) (略)

ホ 投資信託財産の総額のうちの一の銀行等が発行した適格有価証券等の当該総額の計算の基礎となった価額の占める割合が、取得時において、次の(1)又は(2)に掲げる適格有価証券等の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める割合以下であること。

(1) (略)

(2) (1)に掲げるもの以外の適格有価証券等 百分の五

ヘ 投資信託財産の総額のうち一に有価証券等（国債証券、政府保証債、特定コールローン、特定指定金銭信託及び適格有価証券等を除く。以下この号において同じ。）の当該総額の計算の基礎となった価額の占める割合が、取得時において百分の十以下であること。

ト 投資信託財産の総額のうち一に法人その他の団体（チにおいて「法人等」という。）が発行し、又は取り扱う有価証券等の当該総額の計算の基礎となった価額の占める割合が、取得時において百分の一以下であること。

チ 投資信託財産の総額のうち一に法人等が取り扱う特定コールローンの当該総額の計算の基礎となった価額の占める割合が、百分の二十五以下であること。

(略)

2